

江別小学校インターネット利用の規定

江別小学校（以下、「本校」という）ではホームページ URL 公開にあたり、インターネットの利用目的全般及び個人情報保護について、「江別市立小・中学校ホームページガイドライン（2003年11月1日施行）」に照らし、以下の項目を定める。

1. 趣旨

この規定は、本校に設置する教育用コンピュータ等を使用したインターネットの利用に関し、基本的な事項を定めるものとする。

2. インターネット利用の基本

(1) 利用目的

インターネットの利用は、児童生徒の情報活用能力の育成、指導上の資料収集や情報交換等、教育活動の推進及び向上を目的として行うものとする。

(2) 関係法令等の遵守

インターネットを利用する場合には、本規定に定められた事項を遵守し適切な利用を図るものとする。また、個人情報、著作権、プライバシー等の保護を目的とする関係法令及び条例、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という）との申し合わせ事項等を遵守する。

(3) 管理責任者

インターネットの利用は、学校長の責任のもとで行うものとする。学校長不在の場合は、教頭が管理責任者の職にあたる。

(4) ホームページ公開にあたって

本校において作成されたホームページの著作権は、本校及びその児童に帰属するものとする。

3. インターネット利用の形態

(1) 情報発信・受信

学校案内や各教科・特別活動における学習事項のまとめ等を本校のホームページ等で発信するとともに、意見等を受信する。開設ホームページにあたっては、本人もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合には、速やかに発信内容を変更しなければならない。

(2) 情報検索・収集

教育活動に必要な情報を検索・収集して活用するほか、関連する質問を送って回答を得る。

(3) 国内、国際交流

電子メール等により、国内又は国外の都市、学校等との交流を行う。

4. 人権の擁護

インターネットを利用する場合には、人権に十分な配慮をし、不適切な表現は発信しない。特に身体、性、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現にあたっては十分注意をする。

5. 個人情報の扱いと範囲

インターネットの利用にあたっては個人情報の保護を前提とする。特に児童の国籍、戸籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、性別、家族構成、思想・信条、信教、政治的見解、保健医療などの個人情報を発信することは禁止する。その他の個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、文書での本人と保護者の同意に基づき学校長の許可を得て行う。

また、教育上の目的を達成するためにインターネットで発信した個人情報は、その目的が達成された時点で確実に廃棄する。

○インターネットで発信する個人情報の範囲は次のとおりである。

(1) 氏名

氏名については、ニックネームやイニシャルを使う。また、その際に肖像と一致させない。氏名掲載が教育上必要であると認められる場合は、文書での本人と保護者の同意に基づいて、学校長の許可を得て発信する。(フルネームでは掲載しない)。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、フルネームを使うことができる。

(2) 写真

児童の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないようにする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には個人写真を使うことができる(相手と個人情報の保護に関する取り決めを文書で交わしておく)。

(3) 意見・主張・感想等

児童の意見、考えなどについては、教育上の効果が認められる場合のみ、文書での本人と保護者の同意に基づき学校長の許可を得て発信する。

(4) 児童の作品

児童が作成した作文や絵画などの作品をホームページや電子メール等で利用する場合は、本人と特定されないよう画像加工したり、ニックネームやイニシャルを使ったりする。

6. インターネット利用の管理体制

(1) 取扱担当者及び協議組織の設置

学校長はインターネット利用の適正化を図り、児童、職員及び関係者の個人情報の保護、校内システムの管理及び安全確保に努めるため、情報教育担当者及び協議組織を置くことができる。

(2) 利用にあたっての研修の実施

学校長は職員に対し、次の内容についてインターネット利用時の指導に関わる研修を実施するとともに、校外における研修会等を計画的に活用し、インターネットの適正な利用に努める。

- ①プライバシー、著作権の保護に関すること。
- ②インターネット利用上のモラルに関すること。
- ③システムの管理及び安全確保に関すること。

(3) セキュリティ

各種パスワードは情報の安全管理のために適切に設定し、校長、教頭、情報教育担当者及び必要最小限の職員にのみ通知する。また、定期的にパスワードを変更して、情報の漏洩や改ざん、インターネット設備の被害に備える。

7. インターネット利用に関する児童への指導

インターネットの利用にあたり、以下の点で児童への指導を徹底する。

- ①個人的な情報発信、営利目的の利用など、教育目的、研究目的からはずれた利用はしないこと。
- ②教育上有害な情報は取り扱わないこと。
- ③個人のプライバシーを侵害しないこと。
- ④倫理に反するもの、非道徳的なもの、非合法的な内容が含まれる情報を、作成したり転送したりしないこと。
- ⑤他人を誹謗中傷するような表現はしないこと。
- ⑥虚偽の報告はしないこと。
- ⑦犯罪行為に結びつく情報を発信しないこと。
- ⑧他人に不利益を与えたり、財産を侵害したりしないこと。
- ⑨特定の政治活動や宗教活動を支援又は誹謗する表現はしないこと。
- ⑩チェーンメールを送信したり、インターネットシステムの破壊行為をしないこと。
- ⑪児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教職員の確認を経た上で外部に発信すること。

8. 本規定の見直し

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、安全で効果的なインターネット利用をめざして、本規定は常に全職員で協議し検討、見直しが行われなければならない。